**（一般建築物）建築物石綿含有建材調査者講習のご案内**

**兵庫労務安全教育研究会（吉村由紀夫）**

建築物等の解体または改修工事を行うときは、対象となる建築物等の建築材料について石綿含有の有無の事前調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する「建築物石綿含有建材調査者」による実施が義務付けられました。

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号に基づき建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者を育成します。

■**開催日　ホームページでご案内のとおり**

■**会場**　**ホームページでご案内のとおり**

■**定員　　ホームページでご案内のとおり**

**■受講資格**

受講資格は（「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」で定められています。）次のとおりです。受講申し込み後、当方では、添付された書類等によりまして、資格審査を行います。

受講資格がないことが後で判明した場合は、当該受講は無効になりますので、ご留意をお願い致します。

　なお、受講資格イ（石綿作業主任者講習の修了者）について、石綿作業主任者講習は特に受講資格はなく、誰でも受講できますので、ご検討をお勧め致します。

受講資格

|  |  |
| --- | --- |
| イ | 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者 |
| ロ | 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者 |
| ハ | 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。ニにおいて同じ。)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者 |
| ニ | 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。) |
| ホ | 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者 |
| ヘ | 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者 |
| ト | 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者 |
| チ | 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者 |
| リ | 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者 |
| ヌ | 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者 |
| ル | 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者 |
| ヲ | ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者（第1種作業環境測定士または第2種作業環境測定士として石綿含有建材の調査に関して5年以上の実務の経験を有する者） |

**■申込要領**

1.受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講申込書に顔写真のある身分証明書の写しを貼付し、資格証明書類を添えてメールまたは郵送でお申し込み願います（FAXは番号間違い等で情報漏えいのおそれがありますので不可。）

お問合わせ・申込書送付先（土日、夜遅くの電話もOKですが、講習会の実施その他により出られないことがあります。メールには必ず返信致します。）

〒674-0094 兵庫県明石市二見町西二見157番地の118

兵庫労務安全教育研究会（吉村由紀夫）

TEL090-5882-3271 　FAX 078-942-8876 Ｅ-mail：mmm2010sw@ares.eonet.ne.jp

受講申し込み時に添付頂く受講資格を証明する書類について

（イ~ヲは受講資格の区分記号参照）

|  |  |
| --- | --- |
| 受講資格区分 | 受講申込書に添付頂く受講資格を証明する書類の例 |
| ロハニホ | 卒業証明書（原本。卒業証書ではありません）、履修証明書（原本）、実務経験証明 |
| ヘ | 実務経験証明 |
| チリル | 辞令の写し、実務経験・従事経験証明 |
| ヲ | 登録証（表裏両面）または修了証の写し※当日原本持参、実務経験証明 |
| ト | 修了証の写し（表裏両面）※当日原本持参、実務経験証明 |
| イ | 修了証の写し（表裏両面）※当日原本持参 |
| ヌ | 辞令の写しまたは産業安全・労働衛生専門官の証票の写し、実務経験証明 |

※受講申込書の「実務・従事経験の事業場・行政機関証明」欄への記入・捺印をもって実務経験証明となります。

（受講資格は「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」で定められています。）

・卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合、あるいは平成２１年以降に当

該学校に入学された方は「履修科目証明書（原本）若しくは「成績証明書」（原本）添付してください。

・卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めたもの」の判

断が困難な場合も「履修科目証明書」（原本） 若しくは「成績証明書」（原本）をご提出いただくことがあります。

・ご提出いただいた卒業証明書、履修証明書、成績証明書の写しは確認の事務終了後遅滞なく廃棄いたします。把握した情報等は当会が責任をもって廃棄し、本研修に係る事務のみに使用します。

・資格証等については、受講日に原本を確認させていただく場合がありますが、この場合は事前にご連絡いたします。

・卒業証明書・修了証等の証明書類と現在の氏名が異なる場合は、変更の事実が確認できる

公的機関資料（戸籍抄本等）を添付してください。なお個人番号（マイナンバー）が記載

されていないものにしてください。

・本人確認書類は法令などに基づき公的機関・団体が発行したもので、氏名、生年月日の記載があり、かつ鮮明な顔写真付きで有効期限内の証明書の写しを貼付してください。

**２．受講申込書類到着後、当方にて書類審査を行います。**

・受付は先着順とします。

・受講資格の有無について書類審査を行います。書類の不足・不備などなく審査を通過された方には「受講者証」を順次、メール或いは郵送にてお送りします（受講申込書に、メールアドレスをご記入ください。）。

**〜下記について、ご注意ください〜**

※郵送のものは必ずペン又はボールペンでご記入ください。

※申込内容の変更（受講の取り消し等）がある場合には、直ちに書面（郵送又はメール）で

ご連絡ください。

※記入事項等に虚偽が判明した場合は講習修了後でも無効とし、本件講習に係る再受講は認

めません。

※受講資格により受講不可となった場合は申込取消しとなり、この場合は受講料を返却します（規定により一律返金手数料４４０円を受講料から差し引かせていただきますのでご了承ください）。

**３.受講料のお振込み：受講料 40.000円（テキスト代、消費税含む）**

・上記２にて「受講者証」到着後、遅滞なく下記口座へ受講料の振込みをお願いします。

振込手数料はお客様にてご負担願います。

**受講料の振込先について**

**お申し込みをいただいた後、受講要件の審査を遅滞なく行い、受講要件を満たす方に**

**受講者証を郵送またはメール返信致しますが、**

**併せて振込先口座番号等を、メール等でご連絡致します。**

※領収書は受講日当日の朝、個別にお渡しいたします。

**４．メール又は郵送による「講習申し込み」到着後、直ちに受講資格の審査を行い、遅滞なく、受講者証及び受講料振り込み先案内等をメール返信又は郵送いたします。**

**５．その他の留意点等**

・宿泊施設の手配は行っておりませんのでご了承ください。

・申込が一定数に満たない場合は、開講を中止することがあります（その場合には遅滞なくご連絡いたします）。

・取り消し（キャンセル）について

 お申込み後、開講日から起算して７日以前に参加取り消しをされた場合は、原則として次

のとおり取消料金を申し受けます。

※返金の場合は、振込手数料を差し引いてお返しします。

開講日から起算して７日以前から開講日前日までのお取消し…受講料の３０％

開講日当日以降のお取消し…受講料の１００％

・受講資格による科目の免除は行いません。全講習科目を受講いただきます。

・本講習および修了考査では遅刻は認めていません。開始時間を過ぎても着席されていない場合は欠席扱いとなり、修了考査の受験ができません。

**■修了考査について**

・全講習科目を受講した方のみ修了考査を受験することができます。遅刻・欠席した科目が一科目でもある場合は修了考査を受験できません。受講資格による修了考査科目の免除も行いませんので、全ての科目を受験していただきます。

・修了考査の方法は筆記試験です。筆記用具が必要です。

・合否の基準：修了考査試験の得点が、「満点の６割以上」をもって合格となります。

・結果の通知：講習終了後、後日通知します。

**・不合格となった方**

　不合格となった方（不正行為によって不合格となった者を除く。）には、「受講証明書」を交付します。

　「受講証明書」は、修了考査を再受験する際に必ず必要となる書類です。有効期限内に行われる修了考査再受験日程であれば再受験することができます（下記「修了考査再受験」を参照してください）。

※有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までです（４月１日から翌年３月３１日までを一年度とする）。

≪例≫令和５年２月１４日に講座を終了して不合格となった場合（令和４年度に受講）

⇒令和７年３月３１日までが有効期限（令和６年度末まで）

・修了考査の内容、個別合否の結果についての問合せには一切応じられませんので予めご了承ください。

■修了考査再受験

・修了考査再受験は、兵庫労務安全教育研究会（吉村由紀夫）の建築物石綿含有建材調査者講習受講証明書が発行された方に限り再受験できます。上記「修了考査」を参照してください。

・修了考査再受験日程および申込手続きについては「受講証明書」発行の際にご案内いたし

ます。

・修了考査再受験料（消費税含む）5.500円／回

■修了証明書の交付

・修了考査に合格した方には、兵庫労務安全教育研究会（吉村由紀夫）から「建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書」を交付致します。

・修了考査に合格された方の情報について、官公庁に報告させていただく場合がございます。予めご了承のうえ、お申込みください。

■受講申込書の業種記号は、下記の業種分類記号よりご記入ください

（個人申込みの場合、記入不要）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ā | 農林漁業 | Ｂ | 鉱業 | Ｃ | 建設業 |
| Ｄ | 製造業(食料品等) | Ｅ | 製造業(繊維・衣服等) | Ｆ | 製造業(化学・石油・ゴム) |
| Ｇ | 製造業(鉄鋼) | Ｈ | 製造業(非鉄金属・金属製品等) | Ｉ | 製造業(機械関連) |
| J | 電気・ガス・熱供給・水道業 | Ｋ | 運輸・通信業 | Ｌ | 卸・小売業・飲食店・宿泊業 |
| Ｍ | 金融・保険 | Ｎ | 医療・福祉 | Ｏ | 教育・学習支援 |
| Ｐ | 洗濯・理美容・浴場 | Ｑ | 廃棄物処理 | Ｒ | 自動車整備・機械等修理 |
| Ｓ | その他の事業サービス業(建物サービス・警備・派遣等) | Ｔ | 他のサービス業 |

様式４（第11条）

建築物石綿含有建材調査者講習（一般建築）　受講申込書

申込年月日（令和　　年　　月　　日）

|  |
| --- |
| **受講希望日**　**令和　　年　　　月　　日　　日** |
| **受講者名等** | 氏名（ふりがな）修了証に記載します | （男・女）□顔写真のある本人確認できる書面の写しの添付をチェックしてください。 |
| 生年月日修了証に記載します | （昭和　平成）　　年　　月　　日生 |
| 住所修了証に記載します | 〒府県　　　　　　　　　　　　　　 |
| 携帯等電話番号 | （緊急連絡時に使用します。）　　　　　　　-　　　-　　　　　 |
| メール番号 |  |
| 受講資格 | 該当する受講資格をイ、ロ等の記号で表示して下さい | 受講資格（　　　　　）に該当* 資格を証する書面の写しの添付をチェック願います
 |
| 勤務先名称個人申し込みの場合は不要 |  | 業種記号 |
| 勤務先の住所　電話番号 | 〒電話番号　　　-　　　-　　　 |

受講申し込み時に運転免許証等の顔写真のある公的身分証明書の写し等を添付いただき、これにより受験会場で、本人確認を致します。また、不正な修了証明書の作成防止対策と致します。本人であることが確認できない場合は受講をお断りすることがあります。

知りえた情報は、個人情報保護に配慮し本人確認及び修了証明書発行、関係法令に基づく帳簿の調整以外には使用致しません。

|  |
| --- |
| 本人確認できる顔写真のある身分証明書の写しを本欄に貼付して下さい。或いは、別に添付してください。　・運転免許証　・パスポート（顔写真の掲載欄）　・住民基本台帳カード（顔写真のあるものに限る）　・マイナンバーカード（顔写真のある側。マイナンバーは写さないでください）　・労働安全衛生法の各種免許証・技能講習修了証（顔写真のあるもの） |

|  |
| --- |
| 受講資格を確認できる書面の写しを本欄に、或いは、別途添付してください。例（勤続年数を証明できる健康保険証の写しの添付、建設業を証明できる書類の写し等） |

実務の経験証明は「本人が本人を証明する形式」ではなく、できるだけ客観性を有する証明を工夫願います。

|  |
| --- |
| 実務の経験証明上記の内容について相違ないことを証明します。　令和　　年　　月　　日所在地事業場名代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　印 |

兵庫労務安全教育研究会　吉村由紀夫

〒674-0094　明石市二見町西二見157番地の118（090-5882-3271　緊急連絡先）